



解 釈 補 足 書

2019年7月30日締結の通常利用権許諾契約書第2条(3)についての補足説明につき確認しました。

(記)

- 1、乙だけが日本国内各地において本品種の育苗場を独占的に事業として行う事が出来ます。
- 2、2019年7月30日以降で第三者がソーラーシェアリング下での本品種栽培を行う場合、甲と乙が協議をした結果として、第三者がソーラーシェアリング下での自己使用分に限っての採種、育苗をするに際して通常利用権の設定を認めます。
- 3、本契約において本品種の農作物の流通についての独占的な制限は発生しません。

以上の通り確認しました。

2019年7月30日

甲 茨城県ひたちなか市市毛 1087-1
株式会社農学研センター
代表取締役 和地 義隆



乙 東京都新宿区四谷 1-8
農研テクノ株式会社
代表取締役 石原 達也

